

## 令和5年度 軽自動車税の身体障がい者減免対象車両に係る 徴収誤り（口座振替）について

この度、本市では、身体障がい者等の方の使用車両として軽自動車税を減免している車両について、対象者の方の市税振替口座から、減免を反映する前の軽自動車税額を誤って引き落とした事案が、5月31日（水）に判明いたしました。

関係の皆さま方には、多大なご迷惑をおかけしましたこととお詫び申しあげるとともに、今後このようなことがないように再発防止策を徹底してまいります。

今回の事案の対応結果について、次のとおり報告します。

- 1 対 象 者 身障減免車両を保有し、かつ軽自動車税の振替口座を登録されている方。
- 2 対応状況等 対象の方へ6月2日付の文書にてお知らせし、お詫びするとともに6月14日（水）に還付をいたしました。  
**件数 496 件      税額 4,772,700 円**
- 3 原 因 軽自動車税の口座引落データを作成した際に、減免すべき身障減免車両について、減免前の課税データを誤って登録したため。
- 4 再発防止策 業務手順を見直すとともに職員間の連携を強化し、複数の職員によるチェック体制を徹底するなど、再発防止に努めます。